ホームページ公開用

令和5年第2回

臨 時 会 議 事 録

開会:令和5年12月26日

安房郡市広域市町村圏事務組合

令和5年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第2回臨時会議事録

- 1. 令和5年12月26日(火) 午後3時30分
- 1. 館山市コミュニティセンター 1階 第1集会室
- 1. 出席議員 7名

1番 太 田 浩

3番 佐々木 久 之

6番 鈴 木 直 一

8番 早川正也

2番 石 井 敬 之

5番 川 上 清

7番 青木悦子

- 1. 欠席議員 1名 4番 庄 司 朋 代
- 1. 出席説明員

理 事 長 森 正一 副 理 事 長 長谷川孝夫 理 事 石 井 裕 理 事 白 石 治 和 会 計 管 理 者 中山 哲 消 防 笹 子 男 也 長 幸 消防本部次長 須藤和英 消防本部総務課長 上野章 吉 消防本部警防課長 佐久間吉宏 消防本部予防課長 近藤 晃 御子神亨 消防本部総務課長補佐 出口和彦 事 務 局 長 事務局参事兼水道事業 事務局水道事業 小 高 恒 夫 扇谷 祐 介 統合推進室長事務取扱 統合推進室主幹 事務局副主幹兼 事務局庶務係長 吉田 和弘 森 正 治 企 画 事 業 係 長

1. 出席事務局職員

議会書記長三上勝書記野澤凱莞

- 1. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 令和5年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第2回定例会における、質問の答弁訂正の申出について
 - 日程第4 議案第21号 職員定数条例の一部を改正する条例の制定につい

7

日程第5 議案第22号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

日程第6 議案第23号 令和5年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会 計補正予算(第3号)

日程第7 議案第24号 工事請負変更契約の締結について

閉会 午後3時49分

開会宣言

議長 (川上清君)

本日は議員の皆様方には、ご多用のところご出席を賜り、誠にありがとう ございます。本日の出席議員数は7名です。よって、地方自治法第113条 に規定する定足数に達しております。

これより開会いたします。ただちに会議を開きます。

日程の決定

議長 (川上清君)

本日の議事日程は、お手元の配布のとおりといたします。

議案の配布

議長 (川上清君)

議案の配布漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配布漏れなしと認めます。

出席説明員の報告

議長 (川上清君)

本定例会の議案審査のため、地方自治法第121条の規定による出席要求 に対し、お手元に配布のとおり出席報告がありましたので、ご了承願います。

諸般の報告

議長 (川上清君)

この際、諸般の報告を行います。

監査委員から「令和5年度一般会計の10月から11月分に関する出納検

査結果」並びに「定期監査結果」の報告がなされております。お手元に配付の書類により、ご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 (川上清君)

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。1番議員、太田浩さん。 太田浩君

はい。

議長 (川上清君)

6番議員、鈴木直一さん。

鈴木直一君

はい。

議長 (川上清君)

以上、2名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

議長 (川上清君)

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日と決定したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

提案理由の説明

議長 (川上清君)

この際、本定例会の招集につき、提案理由の説明を求めます。 理事長。

理事長(森正一君)

はい、理事長。

本日ここに、令和5年組合議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、 議員の皆様方におかれましては、ご多用の折りにもかかわらずご出席を賜り、 誠にありがとうございます。

まず「令和5年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第2回定例会における、 質問の答弁訂正の申出について」でありますが、議会での発言の訂正は会期 中に限られており、本件は前回の定例会での事案であることから、本臨時会 で発言の訂正をしようとするものです。

次にご審議をお願いいたします案件は、条例議案が2件、補正予算、一般 議案の計4件でございます。その概要について、ご説明させていただきます。

議案第21号「職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」でありますが、事務局の職員を増員することから、本条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第22号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、県の人事委員会の勧告に準じ、本条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第23号「令和5年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第3号)」でございますが、歳入歳出予算の補正といたしまして歳入歳出それぞれ195万5,000円を追加し、総額を35億8,655万円にしようとするものでございます。また、併せまして、債務負担行為の追加をしようとするものでございます。

次に、議案第24号「工事請負変更契約の締結について」でございますが、 西岬・神戸統合分署建設工事において、原契約請負代金3億3,000万円 のところ、299万2,000円を増額変更し、3億3,299万2,00 0円の変更契約を締結しようとするものでございます。

以上が、提案理由の説明となります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長 (川上清君)

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第3 令和5年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第2回定例会に おける、質問の答弁訂正の申出について

議長 (川上清君)

日程第3「令和5年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第2回定例会における、質問の答弁訂正の申出について」ですが、執行部より答弁訂正申出書が提出されておりますので、内容の説明を求めます。

消防長(笹子幸男君)

消防長。

議長 (川上清君)

消防長。

消防長(笹子幸男君)

「令和5年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第2回定例会における、質問の答弁訂正の申出について」、ご説明いたします。

令和5年11月9日に開催された令和5年安房郡市広域市町村圏事務組合 第2回定例会において、議案第19号「火災予防条例の一部を改正する条例 の制定について」の庄司朋代議員からの質問に対する回答に、誤った部分が ございましたので訂正させていただきます。

庄司朋代議員からの質問は「附則第4項が20キロワット時を超える蓄電池設備に対して該当するのがあるか、それから、安房地域において20キロワット時以上の蓄電池設備があるかどうか」であり、回答では「附則第4項は、従前に設置されたものは、今回の規定に該当しない。また、20キロワット時以上の蓄電池設備は、安房地域にはない」としましたが、正しくは「附則第4項は、改正前に蓄電池設備に該当しなかったもので、改正後、新たに蓄電池設備に該当する設備に対しての経過措置であり、20キロワット時を超える蓄電池設備は、今回改正する規定により、消防への届出対象となり、現在の規定で規制する。また、安房地域における20キロワット時以上の蓄電池設備の具体的な件数については把握していない」となります。

発言に誤りがありましたことをお詫び申し上げます。

説明は、以上となります。

議長 (川上清君)

以上で、内容の説明を終わります。

「令和5年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第2回定例会における、質問の答弁訂正の申出について」、質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで終わります。

日程第4 議案第21号 職員定数条例の一部を改正する条例の制定に ついて

議長 (川上清君)

日程第4、議案第21号「職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

内容の説明を求めます。

事務局長 (御子神亨君)

はい、事務局長。

議長 (川上清君)

事務局長。

事務局長 (御子神亨君)

それでは、議案第21号「職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。資料は、表紙四角の1番「第2回臨時会議案」

の1ページ、四角の2番「第2回臨時会議案説明資料」の1ページをご覧ください。

今回の改正は、水道事業の統合に向けた事務を進めていくため、水道事業 統合推進室の職員を増員させていただきたいことから、事務部局の職員の定 数について変更をお願いしようとするものでございます。

説明は、以上でございます。

議長 (川上清君)

以上で、内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。なお、会議規則第46条により、発言は1件につき、1人2回までとなっておりますので、ご承知おきください。

質疑のある方は発言を願います。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第21号「職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第22号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例の制定について

議長 (川上清君)

日程第5、議案第22号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 の制定について」を議題といたします。

内容の説明を求めます。

事務局長(御子神亨君)

はい、事務局長。

議長(川上清君)

事務局長。

事務局長(御子神亨君)

それでは、議案第22号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。資料は四角の1番「第2回臨時会議案」の2ページから6ページ、四角の2番「第2回臨時会議案説明資料」の

2ページから9ページをご覧ください。

今回の改正は、県の人事委員会の勧告に準じて改正を行おうとするもので、 改正条例は2条建てとなっております。

第1条につきましては、12月分の期末手当及び勤勉手当を、一般職員につきましては0.05か月分、再任用職員につきましては0.025か月分それぞれ引き上げ、給料表を令和5年4月に遡って改正しようとするものでございます。

第2条につきましては、第1条で引き上げた期末手当及び勤勉手当について、令和6年度以降は6月分及び12月分に振り分けようとするものでございます。これによりまして、期末手当と勤勉手当の年間支給月数は、一般職員につきましては4.50か月分、再任用職員につきましては2.35か月分となります。

説明は、以上でございます。

議長 (川上清君)

以上で、内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第22号「職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例の制定について」、原案のとおり可決することにご異議ござ いませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第23号 令和5年度安房郡市広域市町村圏事務組合一 般会計補正予算(第3号)

議長 (川上清君)

日程第6、議案第23号「令和5年度安房郡市広域市町村圏事務組合議会 一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

内容の説明を求めます。

事務局長 (御子神亨君)

はい、事務局長。

議長 (川上清君)

事務局長。

事務局長 (御子神亨君)

それでは、議案第23号「令和5年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第3号)」について、ご説明申し上げます。資料は、四角の1番「第2回臨時議会議案」の7ページをご覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正といたしまして、歳入歳出それぞれ195万5,000円を増額し、総額を35億8,655万円としようとするものでございます。また、併せて、債務負担行為の追加を行おうとするものでございます。歳入歳出予算の補正内容につきましては、四角の1番「議案」の11ページ、四角の2番の資料「第2回臨時会議案説明資料」の10ページをお開きください。

歳出予算の補正でございますが、2款「総務費」、1項「総務管理費」につきましては、電子複写機の使用量が増加したことに伴う電子複写機使用料の増額、4款「衛生費」、3項「水道費」につきましては、令和6年度当初より、水道事業統合推進室の分室を設置することに伴うパソコン等ネットワーク構築委託料の増額、5款「消防費」、1項「消防費」につきましては、常備消防費について、感染症対策資機材の使用量が増加したことに伴う薬品等購入費の増額をしようとするものでございます。これらの歳出予算の補正に係る歳入財源についてですが、前年度繰越金を充てることとしております。続きまして、債務負担行為の追加についてご説明いたします。四角の1番の資料「議案」の12ページ、四角の2番の資料「議案説明資料」の10ページをご覧ください。

病院群輪番制病院運営事業委託料ほか11件につきまして、いずれも令和6年度当初から事務を実施する必要がございますので、今年度中に契約手続きを行い、事務事業を円滑に進めようとするものでございます。

説明は、以上でございます。

議長 (川上清君)

以上で、内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第23号「令和5年度安房郡市広域市町村 圏事務組合一般会計補正予算(第3号)」を原案のとおり可決することにご 異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第24号 工事請負変更契約の締結について

議長 (川上清君)

日程第7、議案第24号「工事請負変更契約の締結について」を議題とい たします。

内容の説明を求めます。

消防長(笹子幸男君)

消防長。

議長 (川上清君)

消防長。

消防長(笹子幸男君)

議案第24号について、ご説明いたします。議案は、表紙1番の13ページとなります。

議案第24号「工事請負変更契約の締結について」でございます。西岬・神戸統合分署建設工事は「白幡興業株式会社」が、契約の金額3億3,000万円で建設工事を実施しているところでございますが、建築工事費等に変更が生じたため、299万2,000円の増額をし、契約金額3億3,299万2,000円で工事請負変更契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

主な変更内容につきましては、建築工事において、掘削工事中に地中から 出た天然石擁壁の処分費用、道路境界付近の伐採、伐根及び既存擁壁解体に よる増額等でございます。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

議長 (川上清君)

以上で、内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第24号「工事請負変更契約の締結について」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会宣言

議長 (川上清君)

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、令和5年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第2回臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時49分 閉会